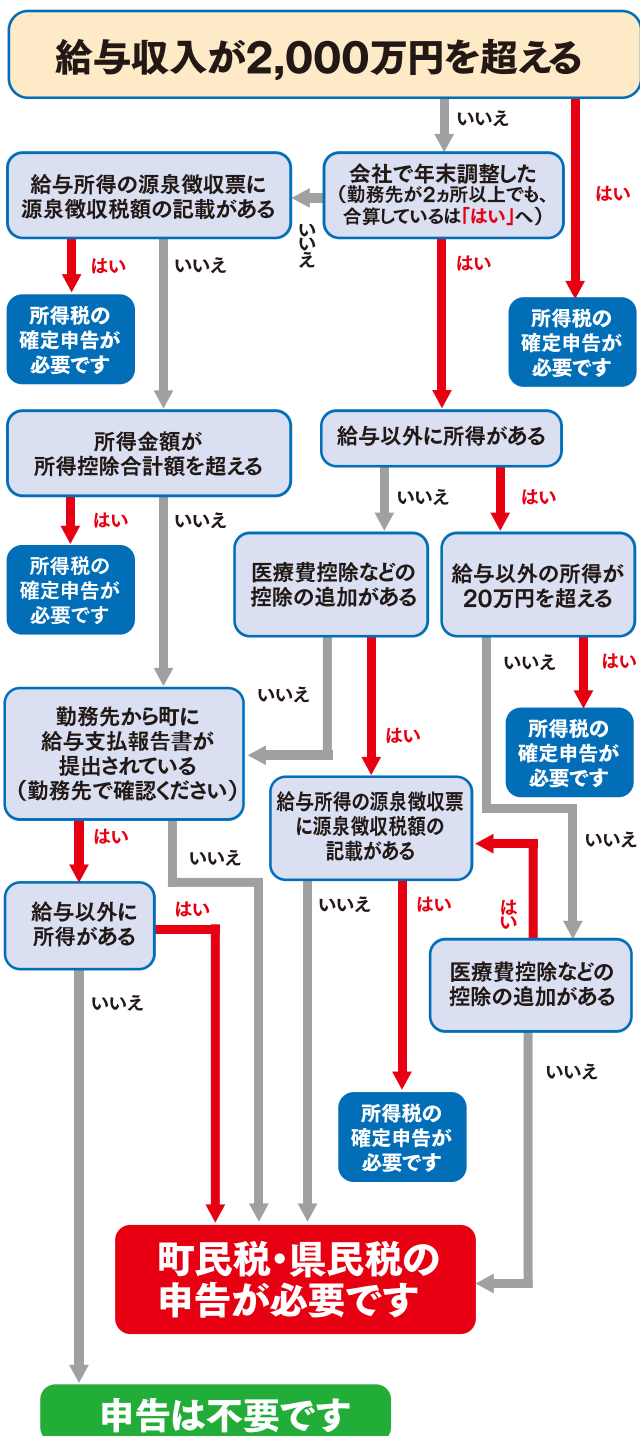


申告が必要か確認してみましょう

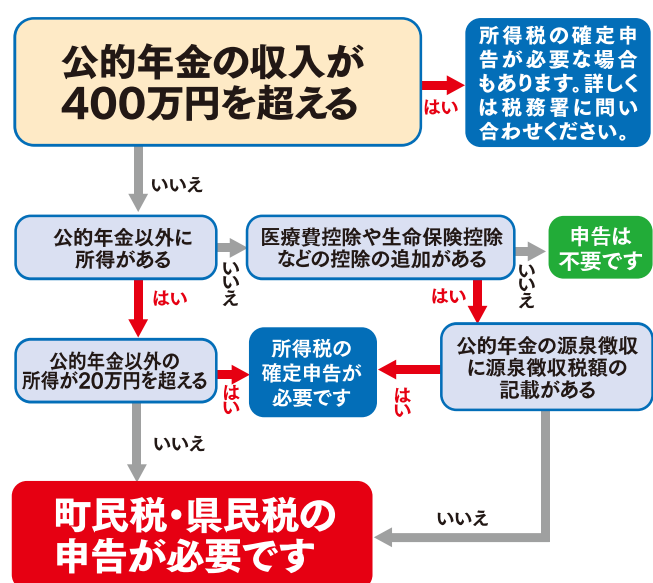
- 1** 主に
給与収入が
あった人
- 2** 主に
年金収入が
あった人
- 3** 営業・農業・
不動産収入
などがあった人
- 4** 収入が
なかった人、
非課税所得
のみの人

対応する番号へ↓

- 1** 主に**給与収入**があった人
- 2** 主に**年金収入**があった人



*給与収入は、給与所得の源泉徴収票の支払金額です。



※公的年金収入は、「公的年金等の源泉徴収票」の支払金額です。

- 3** 営業・農業・不動産収入があった人
- 所得金額が所得控除合計額を超える**

所得税の申告が必要です

町民税・県民税の申告が必要です

- 4** 収入がなかった人、非課税所得のみの人
(遺族・障害年金、失業保険などがあった人)

町民税・県民税の申告をお勧めします

町民税・県民税の申告は児童手当、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の算定資料となり、福祉制度の利用、所得証明書の発行などに必要です。